

意見検討結果一覧表

（案名： 令和3年度岩手県食品衛生監視指導計画 ）

番 号	意 見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	「遺伝子組み換え食品」の安全に対する記載ないことから、ゼロベースからの立案を求める。	0	遺伝子組換え食品については、国が安全性を確認したものが遺伝子組換え食品であることの表示がされ、流通する仕組みになっています。本計画案では第4の3「適正な食品表示の徹底」において、事業者へ適正な食品表示を指導するとともに、遺伝子組換え食品であることが適切に表示されているか検査を行うこととしています。	C
2	「ゲノム編集食品」の安全に対する記載ないことから、ゼロベースからの立案を求める。	0	ゲノム編集食品については国において流通前の届出制度が創設されておりますが、食品表示についてはゲノム編集食品と既存食品を科学的に区別することは困難であることから表示義務付けに至っておらず、今後必要に応じて見直しを検討することとされています。このことから本計画には記載していませんが、本計画案第8の2のとおり、リスクコミュニケーションの実施や出前講座、ホームページを通じて周知し県民の理解を深めることとしています。	D
3	「道の駅」で販売される中国産野菜の実態把握と今後の対策を明記すべき。	0	輸入食品については、厚生労働省が策定する輸入食品監視指導計画に基づいて検疫所等において輸入時の届出内容の確認や輸入品の検査によって安全性を確認しています。 県では、本計画案第5の2のとおり県内流通食品の収去検査を行い、輸入食品についても基準適合状況を確認するとともに、これらの安全性の情報について、本計画案第8の2のとおり、リスクコミュニケーションの実施や出前講座、ホームページを通じて周知し県民の理解を深めることとしています。	D

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外の場合は削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

- 3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。
- 4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。